

三陸ジオパーク・みちのく潮風トレイル縦走支援事業  
委託業務

# 業務仕様書

令和5年5月

岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「三陸ジオパーク・みちのく潮風トレイル縦走支援事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

- ・ 地域の共通資源である「三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイル」を活用した各地域で実施されている個々のイベントに係り性を構築し「三陸＝三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイル」として一体的にPRを行い、地域への集客を図るもの。
- ・ なお、この仕様書における「沿岸地域」とは、三陸ジオパークとみちのく潮風トレイルの両方をエリアとする青森県八戸市、青森県階上町、洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、宮城県気仙沼市とする。

### (2) 業務件名及び数量

「三陸ジオパーク・みちのく潮風トレイル縦走支援事業委託業務」 一式

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

### (4) 委託料の上限額

2,368 千円（税込）

## 2 業務の仕様に関する事項

### (1) 提案内容

- ・ 青森県八戸市～福島県相馬市に至る総延長 1,025 kmの「みちのく潮風トレイル」が令和元年6月に全線開通し、トレイルを歩く「ハイカー」の来訪が期待されたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本県を訪れる観光客が減少し、ハイカーにも同様の傾向が見られた。
- ・ コロナ禍で自然・健康への注目が集まり、自然体験を行うニーズが高まっていることから、より多くの「ハイカー」に対し「みちのく潮風トレイル」や親和性の高い「三陸ジオパーク」の魅力を広く深く知ってもらい、口コミによるリピーターの増加及び交流人口の拡大を図ることを目的とし、企画提案すること。

### (2) 仕様等

#### ア トレイルコースの周遊

- (ア) 沿岸地域で開催される予定のトレイルウォーキングイベントと連携し、ハイカーが沿岸地域のトレイルコースを周遊させる形の企画とすること。

(イ) 本業務の参加者に対し、参加意欲を高め、沿岸地域内のトレイルコースを歩く機会を誘導する仕組みを構築すること。

(ウ) みちのく潮風トレイルと親和性の高い「三陸ジオパーク」のコンテンツも組み合わせながら、三陸の魅力発信にも寄与するような企画とすること。

#### イ みちのく潮風トレイルの魅力発信等

SNS や web サイト等を活用し、本業務を通じてみちのく潮風トレイルの魅力を発信し、併せてみちのく潮風トレイルの周知を図ること。

#### ウ 参加者の動向調査

本業務による実施企画の参加者に対し、アンケート調査を行い、その結果について報告すること。

#### エ その他

(ア) 上記ア～ウのほか本業務の目的を達成するための企画について、予算額の範囲内で提案することを妨げるものではないもの。

(イ) 本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ、柔軟に対応すること

(ウ) その他業務の詳細については、岩手県沿岸広域振興局と協議の上、実施すること。

### 3 契約に関する条件

#### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を沿岸広域振興局に対して文書で報告しなければならない。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

#### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 沿岸広域振興局は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 沿岸広域振興局は、上記「(1)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるも

のとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、沿岸広域振興局に対して文書により通知しなければならない。

**(4) 権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から沿岸広域振興局に移転することとするが、その詳細については、沿岸広域振興局及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

**(5) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

**(6) 個人情報の取扱い**

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

**(7) 報告書の提出**

受託者は、事業の実施状況について、事業実績報告書を提出すること。

提出部数：2 部（紙ベース）及びデータ CD 1 枚